

三朝町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 26 日

三朝町長

三朝町条例第 6 号

三朝町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三朝町後期高齢者医療に関する条例（平成19年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料を徴収すべき被保険者) 第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」と	(保険料を徴収すべき被保険者) 第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」と

いう。) 第55条第1項 (法第55条の2第2項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 (法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。) に入院等 (法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。) をした際、町に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号 (法第55条の2第2項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号 (法第55条の2第2項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った 法第55条第2項第2号 に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

いう。) 第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 (同項に規定する病院等をいう。以下同じ。) に入院等 (同項に規定する入院等をいう。以下同じ。) をした際、町に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った 同号 に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者 (法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。) に係る普通徴収の方法によつ

て徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月31日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月28日まで

第6期 3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める期間とする」とする。

(延滞金の割合等の特例)

第2条 略

(延滞金の割合等の特例)

第3条 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。